

〈判例研究〉

## 投票価値の平等と「合理的期間」

【最高裁平成25年11月20日大法廷判決、平成25年（行ツ）209号・210号・211号、選挙無効請求事件、民集67巻8号1503頁】

大竹 昭裕

### I 事実の概要

平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙（「本件選挙」）は、最大判平成23年3月23日民集65巻2号755頁（「平成23年大法廷判決」）で投票価値の平等の要求に反し違憲状態にあるとされた、平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙（「平成21年選挙」）の際の「1人別枠方式」を含む区割基準に基づく区割規定の定める選挙区割りと同じ区割規定・選挙区割りの下で施行された。本件は、本件選挙について、東京都第2区、同第5区、同第6区、同第8区、同第9区および同第18区並びに神奈川県第15区の選挙人である原告らが、小選挙区選挙の選挙区割り及び選挙運動に関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であり、これに基づく本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である（但し、以下では、選挙運動の合憲性の問題については割愛する）。

原判決（東京高判平成25年3月26日判時2188号48頁）は、本件選挙当時、本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する程度に至っており、憲法上要求される合理的期間内に是正がなされなかったとして本件区割規定は違憲であるとしたが、いわゆる事情判決の法理を適用して原告らの請求を棄却した。これに対して、原告ら及び東京都選挙管理委員会・神奈川県選挙管理委員会の双方から上告がなされた。

### II 判 旨

（一部破棄自判、一部上告棄却）

（i）「憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、……選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている」。「衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されている」。「したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこ

れが憲法に反することになる」。「以上は、衆議院議員の選挙に関する最高裁昭和……51年4月14日大法廷判決……以降の累次の大法廷判決の趣旨とするところであって、……これを変更する必要は認められない」。

(ii) 「本件選挙は、……平成21年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた本件選挙区割りの下で再び施行されたものであること、……選挙区間の較差は平成21年選挙時よりも更に拡大して最大較差が2.425倍に達していたこと等に照らせば、本件選挙時において、前回の平成21年選挙時と同様に、本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない」。

(iii) 「衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法廷は、これまで、①定数配分又は選挙区割りが前記のような諸事情を総合的に考慮した上で投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するとどめるか否かといった判断の枠組みに従って審査を行ってきた。こうした段階を経て判断を行う方法が採られてきたのは、単に事柄の重要性に鑑み慎重な手順を踏むというよりは、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと考えられる。すなわち、……裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの各段階において一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法の趣旨に沿うものというべきである。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、……上

記②の段階において憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される」。

(iv) 平成24年改正前の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（「旧区画審設置法」）3条に定める区割基準（「本件旧区割基準」）中の「1人別枠方式に係る部分及び同方式を含む同区割基準に基づいて定められた選挙区割りについて……これらが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとする当裁判所大法廷の判断が示されたのは、平成23年3月23日であり、国会においてこれらが上記の状態にあると認識し得たのはこの時点からであった」。「これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、……制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものということができ、立法の経緯等にも鑑み、国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ない。また、このような定数配分の見直しの際に、議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革といった基本的な政策課題が併せて議論の対象とされたことも、この問題の解決に向けての議論を取れんさせることを困難にする要因となったことも否定し難い」。そうした中で、本件選挙前に1人別枠方式の廃止（旧区画審設置法3条2項の削除）及びいわゆる0増5減（各都道府県の選挙区数を増やすことなく議員1人当たり人口の少ない5県の各選挙区数を各1減ずる）を定めた法改正（「平成24年改正法」）が成立した。さらに平成24年改正法が規定する枠組みに基づき、本来の任期満了時まで

に、衆議院議員選挙区画定審議会（「区画審」）の改定案の勧告を経て平成25年の法改正（「平成25年改正法」）が成立し、定数配分の0増5減の措置が行われ、平成22年10月実施の国勢調査（「平成22年国勢調査」）の結果に基づく選挙区間の人口較差を2倍未満に抑える選挙区割り改定が実現された。このように、「平成23年大法廷判決を受けて、立法府における是正のための取組が行われ、本件選挙前の時点において是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正が成立に至っていたものといえることができる」。「もとより、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、本件旧区割基準に基づいて配分された定数がそのまま維持されており」、平成22年国勢調査の結果を基に1人別枠方式の廃止後の区割基準（旧区画審設置法3条2項を削除し、選挙区間の人口較差を2倍以上にならないようにすることを基本とする同条1項が新たな区画審設置法3条（「新区画審設置法3条」）となり、この基準のみが区割基準とされたもの）に基づく定数再配分が行われているわけではなく、「全体として新区画審設置法3条に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえず、そのため、今後の人口変動により再び較差が2倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと予想されるなど、1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない。しかしながら、……漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも、国会の裁量に係る現実的な選択として許容されているところと解される」。「以上に鑑みると、本件選挙自体は、衆議院解散に伴い前回の平成21年選挙と同様の選挙区割りの下で行われ、平成21年選挙より最大較差も拡大していたところではあるが、本件選挙までに、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項の規定が削除され、かつ、全国の選挙区間の人口較差を2倍未満に

収めることを可能とする定数配分と区割り改定の枠組みが定められており、……司法権と立法権との関係を踏まえ、前記のような考慮すべき諸事情に照らすと、国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものではなかったということはできず、本件において憲法上要求される合理的期間を徒過したものと断ずることはできない」。

なお、鬼丸かおる裁判官の意見のほか、合理的期間内の是正がなされなかったとして本件区割規定を違憲とし事情判決の法理を適用する大谷剛彦・大橋正春・木内道祥の各裁判官の反対意見が付されている。

### Ⅲ 研 究

#### 1. はじめに

まず、本判決が認定するところから見て本件選挙前後の状況を略述すると、平成21年選挙は平成14年改正の公職選挙法の規定に基づき施行されたが、その改正の基礎とされた平成12年の国勢調査結果によると選挙区間の人口の最大較差は1対2,064、人口の最も少ない高知県第1区と比べて較差が2倍以上の選挙区が9選挙区、選挙当日の選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2,304、選挙人数の最も少ない高知県第3区と比べて較差が2倍以上の選挙区が45選挙区であった。平成23年大法廷判決は、平成21年選挙について、選挙区改定案作成にあたり選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるよう区割りをすることを基本とする旧区画審設置法3条1項は投票価値の平等に配慮した合理的基準を定めたものと評価する一方、同条2項のいわゆる1人別枠方式は既に立法時の合理性が失われていたとし、本件旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分及び同区割基準に従って改定された区割規定の定める選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと

判示した。しかし、憲法上要求される合理的期間内の是正がなされなかったとはいえないとして違憲判決は下さず、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できる限り速やかに1人別枠方式を廃止し旧区画審設置法3条1項の趣旨に沿って区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請に合う立法措置を講ずる必要があるとした。

平成23年大法廷判決を受けた政党間協議で、投票価値較差是正のほか、議員定数削減や選挙制度の抜本的改革の問題が検討されたが、いずれについても成案を得られず、平成22年国勢調査結果に基づく区画審による選挙区割改定案の勧告期限である平成24年2月25日を経過した。結局、衆議院が解散される平成24年11月16日に平成24年改正法が成立したが、この改正に沿った選挙区割りの改定には新たな区画審の勧告及びこれに基づく別途の法律の制定を要し、本件選挙までに新たな選挙区割りを定めることが時間的に不可能であったため、平成23年大法廷判決から約1年9か月後に施行された本件選挙は平成21年選挙と同じ区割規定及びこれに基づく選挙区割りの下で行われた。本件選挙当日の選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.425、選挙人数が最も少ない高知県第3区と比べて較差2倍以上の選挙区は72選挙区であった。本件選挙後、平成24年改正法が定めた枠組みに基づき平成25年改正法が成立し、0増5減及びこれを踏まえた区画審の改定案に基づく選挙区割り改定を内容とする公職選挙法改正規定は平成25年改正法公布・施行の1か月後である同年7月28日から施行された。平成22年国勢調査結果による選挙区間の人口の最大較差は1.998倍に縮小している。

本件選挙に関する選挙無効訴訟が8高等裁判所及び6高等裁判所支部に提起され、平成25年3月6日から同年4月11日までの間に、本件原判決を含む17件の判決が言い渡された。そのうち2件の判決（名古屋高裁・福岡

高裁）は、本件選挙区割りが憲法の要求する投票価値の平等に反する程度に至っていたとしつつ、合理的期間内の是正がなされなかったとはいえず合憲であるとし、15件の判決は、合理的期間内の是正がなされなかったとして本件区割規定を違憲とした。この15件の判決のうち、原審を含む13件は事情判決の法理を適用したが、1件（広島高裁）は当該選挙区の選挙を一定期間経過後に無効となるものとし、他の1件（広島高裁岡山支部）は当該選挙区の選挙を即時無効とした<sup>(1)</sup>。

本件選挙は、上述の通り平成23年大法廷判決によって違憲状態にあるとされた区割規定・選挙区割りの下で施行されたものであり、最高裁が是正のための合理的期間をどのように判断するか、違憲判決に踏み切ることになるのかが注目されていたものである。

## 2. 投票価値の平等

本判決の多数意見は判旨（i）で、憲法は選挙権の平等・投票価値の平等を要求するが、それは国会が正当に考慮することができる他の政策的目的・理由との関連で調和的に実現されるべきもので、選挙制度の仕組みの決定につき国会に広範な裁量権があり、選挙制度の合憲性は国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されるとする、最大判昭和51年4月14日民集30巻3号223頁（「昭和51年大法廷判決」）以来の立場を確認する。その上で、判旨（iii）において、衆議院議員選挙における投票価値の較差の問題に関する判断枠組みを①～③の形で整理している。これまでの判例における合憲性審査の論点をこのような①～③の形で整理したことが本判決の特徴と指摘されるが<sup>(2)</sup>、判旨（ii）で本件選挙につき、「前回の平成21年選挙時と同様に、本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態」としていることから、本判決は、判断枠組み①の点について平成23年判決を踏襲

しているものと受け止められている<sup>(3)</sup>。

ところで、最高裁が、選挙制度の仕組みの決定に関する国会の広範な裁量権を認めつつ、投票価値の平等の要求に反する状態であると判断するパターンには、「投票価値の較差が大きすぎるという場合」すなわち「立法裁量の結果、現出した較差の大きさを問題にする方法」と、「立法裁量において考慮すべきでないことを考慮したり、考慮すべきことを考慮しないなど、立法裁量の過程が適切を欠くため違憲状態であると判断するもの」すなわち「立法裁量の結果ではなく、過程に焦点を当てる方法」の2つがあるとされ、平成23年大法廷判決では後者の審査方法が採用されているとされる<sup>(4)</sup>。また、昭和51年大法廷判決の分析から、「制度形成において考慮した事項が正当なものである限り、結果として生じた投票価値の不平等であれば合理的である」(傍点省略)という「審査枠組Ⅰ」と、「国会が正当に配慮しうる事項との調和において不平等がもたらされたとしてもなお、それが『一般的に合理性を有するものとはどうも考えられない』場合は、『不平等を正当化すべき特段の理由』が立証されない限り違憲となる」とする「審査枠組Ⅱ」を抽出し、平成23年大法廷判決は「審査枠組Ⅰ」をクリアできずに「違憲状態」とされたとする指摘もある<sup>(5)</sup>。

昭和51年大法廷判決に関して「審査枠組Ⅰ」と「審査枠組Ⅱ」をどこまで明瞭に区別し得るかについては疑問の余地もあるが、平成23年大法廷判決は、投票価値の較差を生む1人別枠方式自体の不合理性を問題としたものではなかった<sup>(6)</sup>。しかしそこでは、従来の判例同様、投票価値較差の許容限度が示されているわけではないが、旧区画審設置法3条1項に定める2倍という数値にこだわる姿勢も垣間見え、今後、投票価値較差の程度が問題となる場面では、判例は2倍程度を目安に判

断を下すことになるとの予想ができるものでもあった。ただその場合、かつての中選挙区制当時のみならず小選挙区比例代表並立制導入後も最大較差3倍を許容限度とする姿勢を維持してきたとみられる従来の判例との整合性をどのように説明するかが問題となり得る<sup>(7)</sup>。判旨(ii)では、必ずしもそれが決定的なものとしてされているわけではないが、「選挙区間の較差は平成21年選挙時よりも更に拡大して最大較差が2.425倍に達していたこと」が本件選挙区割りを違憲状態と認定する理由の一つとされているし、判旨(iv)では「今後の人口変動により再び較差が2倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと予想される」ことも指摘されている。平成23年大法廷判決の立場を踏襲しているとされる本判決の下でも、今後、投票価値較差許容限度をどのように判断していくのかという課題が依然として残されているということになる。

### 3. 「合理的期間」

多数意見は、判旨(iii)で衆議院議員選挙における投票価値の較差の問題に関する判断枠組みを①～③の形で整理した上で、このような段階を経て判断を行う根拠を「憲法の予定している司法権と立法権との関係」すなわち、「裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの各段階において一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切なる是正の措置を講ずることが、憲法の趣旨に沿う」ことに求め、②の是正のための「合理的期間」経過の有無の判断については、「単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否か」という観点から評価すべきとする。これを受けた判旨

(iv) では、国会が違憲状態を認識し得た時点は平成23年大法廷判決時であるとし、「合理的期間」経過の有無判断の起算点を特定する。その上で、1人別枠方式の構造的問題が依然残されているとはいえ、「本件選挙までに、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項の規定が削除され、かつ、全国の選挙区間の人口較差を2倍未満に収めることを可能とする定数配分と区割り改定の枠組みが定められ」たことを評価し、「国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったということではできず、……憲法上要求される合理的期間を徒過したものと断ずることはできない」と結論づけている。本判決がこのような結論を導く際に「総合考慮」した事情は、平成23年大法廷判決で指摘された違憲状態解消には制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要し、国会での合意形成が容易な事柄ではないこと、議員定数削減や選挙制度の抜本的改革など基本的政策課題も併せて議論対象とされ、定数配分見直しの議論を収斂させることを困難にする要因となったことなどであるが、このほか、最終的には「本件選挙まで」の取組みが評価対象とされているとはいえ、本件選挙後に実現した選挙区割り改定についても言及している。

これに対し、反対意見は、平成23年大法廷判決時を起算点とすることは多数意見と同様であるが、本件選挙時までの約1年9か月で是正のための「合理的期間」を徒過しているとする。大谷反対意見は、「合理的期間」を基本的には「時間的な猶予」と解し、前の選挙時に投票価値の較差が違憲状態に至っていたとすれば次回選挙時までには何らかの是正が求められ、次回選挙時に区割規定に実効的は是正が施されていないときはそのことに「正当な理由」が必要とする。本件での区割規定見直しは人口異動による見直しと本質的に異なるものではなく、本件選挙時までに少なく

とも漸次的是正策である平成25年改正後の新区割規定への改正を了することは可能であったとし、国会情勢等の合意形成が容易でなかった事情の存在は、「合理的期間」を超えて区割規定是正を行わなかったことを許容する「正当な理由」とはなり得ないと述べる。大橋反対意見は、平成23年大法廷判決から平成24年改正法成立までに約1年8か月経過しているが、各党協議会での議論開始が平成23年大法廷判決の約7か月後だったこと、平成24年改正法から平成25年6月の新たな区割規定制定までの期間も約7か月だったことを指摘し、「法改正作業が平成23年大法廷判決言渡し直後から真摯に行われていたとするならば、本件選挙までの約1年9か月の間に区割規定の改正は十分に可能であった」とする。木内反対意見は、次回選挙の時期が迫っていて作業が技術的に間に合わないという「特段の事情」がない限り区割規定改正は次回選挙までに行う必要があるが、本件では前回選挙から本件選挙までの間にこのような「特段の事情」はないとし、また、国会が「合理的期間」内に是正を行ったか否かの判定は、「立法府として合理的に行動」することを前提にして行われるべきであり、平成23年大法廷判決から本件選挙実施までに1年9か月あり、区割基準改正を経て具体的選挙区割りの決定に至るまでに2段階の法改正が必要であることを考慮しても、「立法府として合理的に行動」する限り改正作業を行うための期間として不足するものとは言えないとする。

これら反対意見も、「合理的期間」経過の有無を判定するに当たって「単に期間の長短のみならず、……諸般の事情を総合考慮」すべきことを否定しているわけではない<sup>(8)</sup>。しかし、反対意見は、合理的是正期間の法理の下では、国会が「立法機関として自ら速やかに是正をして既に生じている違憲状態を解消させる責務」を負い、投票価値の不平等是正方法について広範な立法裁量権を有すること

を考慮しても、「時期的、時間的な裁量の範囲にはおのずと制約がある」（大谷反対意見）とみる。平成23年大法廷判決により「立法府としては喫緊の課題として1人別枠方式の廃止を優先的に実行する憲法上の義務を国民に負うことになった」のであり、「選挙制度の抜本的改革を理由にその実現を遅らせることは許されるものではなく（大橋反対意見）、同判決で「1人別枠方式の廃止と新基準による選挙区割規定の改正という、行うべき改正の方向が示されており」、立法府の裁量権もこの範囲に限定されている（木内反対意見）との認識に立っている。

憲法適合性に関する裁判所の判断を踏まえて国会が適切な是正措置を採るべきことは、選挙制度の場合のみならず、「司法権と立法権との関係」として一般的には当てはまるものであろう。また、「合理的期間」経過の有無を違憲判断を下すための要件とする場合<sup>(9)</sup>、「単に期間の長短のみならず、……諸般の事情を総合考慮」し立法裁量権行使として相当か否かという観点から評価するという手法も否定はしきれまい。筆者も平成23年大法廷判決について、廃止が求められているのは1人別枠方式という制度の根幹に関わるものであるから、人口の漸次的異動を背景とするかつての中選挙区制下での「合理的期間」とは質的に異なり得ることを指摘した<sup>(10)</sup>。しかし、反対意見の指摘にあるように、何をどう改正すべきかの方向性は平成23年大法廷判決によって既に明らかになっていたとも言える。終審裁判所としての最高裁がその有する憲法上の権限である違憲審査権を行使して違憲状態と判断した以上、「司法権と立法権との関係」から見ても、それを是正すべき国会の裁量には然るべき限界があるとの指摘<sup>(11)</sup>は首肯できよう。多数意見は「合理的期間」経過の有無の判断に際しても立法府の裁量を広範に認め、結果として国会側の便宜・事情に配慮し過ぎた判断となっているとも言える。本

件は違憲宣言判決（事情判決）が下されるべきケースだったとの評価<sup>(12)</sup>がなされるのも、あながち不当とは言えない。

#### 4. おわりに

平成23年大法廷判決を含め、投票価値の平等という憲法上の要求を重視し、その分だけ立法裁量を厳しく審査するというのが最近の判例の傾向であった<sup>(13)</sup>。合理的是正期間の法理の下で国会が負う「違憲状態を解消させる責務」、平成23年大法廷判決によって課された「憲法上の義務」を強調し、立法裁量権の範囲の限定を説く3裁判官による反対意見は、こうした判例の傾向に沿ったものと言えよう。他方、多数意見は、このような「責務」・「義務」への認識が希薄であり<sup>(14)</sup>、むしろ、「選挙に関する事項は憲法上立法権に帰属するものと解し、『合理的是正期間内』においても相当に広範な立法裁量が認められる」とする、「最高裁の立法統制権を自ら大幅に縮小する判断枠組み」を提示した<sup>(15)</sup>と捉えられ得るものであった。それは「考慮要素の評価如何では『違憲状態』が無限に継続する事態をも容認しうる新たな判断枠組み」<sup>(16)</sup>とも言え、現に、判旨（iv）では本件選挙後の国会の対応さえもが考慮要素の一つとなっているかのような言及も見られた<sup>(17)</sup>。

最近の判例の立場からの「後退」とも言えるこのような枠組み提示の理由について、可及的速やかな違憲状態解消を求めた平成23年大法廷判決との乖離を指摘しつつ、「最高裁は、いまここで本件区割規定を『違憲』と断定し、『事情判決』法理の適用もしくは『選挙無効』に踏み込んで国会に対し立法による早急の是正を促したとしても、国会がこれに呼応し適切に対応しなければ、逆に自らの権威が失墜しかねないと考えたからではないか」との推測<sup>(18)</sup>が示されている。このような推測が的を射ているか否か定かではないが、それまで正面から合憲としてきた1人別

枠方式を、平成23年大法廷判決で「合理性に時間的な限界がある」ものと性格付けを変えてまで違憲状態としたこと<sup>(19)</sup>が、この度の判決における「弱腰」ともとられかねない判断の背景の一つになっていると言ったら言い過ぎであろうか。

注

- (1) 高裁判決の分布については、判例時報2205号(2014年)4-5頁の匿名解説による。
- (2) 赤坂正浩「平成24年衆議院議員選挙と『1票の較差』」平成25年度重要判例解説(ジュリスト1466号)(2014年)9頁。
- (3) 西村枝美「違憲状態とされた1人別枠方式を含む区割のまま行われた衆議院選挙の合憲性」TKCローライブラリー新・判例解説 Watch 憲法 No.76(2014年)2頁、赤坂・前掲論文注(2)10頁。
- (4) 安西文雄「一人別枠方式の合理性」憲法判例百選Ⅱ[第6版](別冊ジュリスト218号)(2013年)338-339頁。
- (5) 駒村圭吾『憲法訴訟の現代的展開』(日本評論社、2013年)194-196、198頁。
- (6) 拙稿「衆議院選挙区割り」と投票価値の平等」青森法政論叢12号(2011年)121、123頁。
- (7) 拙稿・前掲論文注(6)122-123頁。
- (8) 赤坂・前掲論文注(2)10頁。
- (9) 最高裁判事であった泉徳治は、『私の最高裁判所論』(日本評論社、2013年)215頁で、「合理的期間」の問題は事情判決の法理を適用するか否かの場面で考慮すべき事項で、これを違憲判断の要件とすることは間違いであると述べている。
- (10) 拙稿・前掲論文注(6)123頁。なお、初宿正典「衆議院小選挙区選挙における一人別枠方式等の合憲性」民商法雑誌146巻4・5号(2012年)470頁参照。
- (11) 高見勝利「『政治のヤブ』からの退却」世界852号(2014年)132頁。
- (12) 赤坂・前掲論文注(2)10頁。只野雅人「違憲状態判決の『重み』」法律時報86巻1号(2014年)2頁も、違憲・違法との判断が十分可能だったとする。
- (13) 拙稿・前掲論文注(6)120-121頁参照。
- (14) 西村・前掲論文注(3)4頁参照。

- (15) 高見・前掲論文注(1)135頁。
- (16) 高見・前掲論文注(1)135頁。
- (17) 木内反対意見は、「合理的期間内における是正がされたか否かを判断する対象は、当該選挙時における区割りそのものの内容であり、当該選挙後にその区割りを改める改正がされたからといって、そのことによって当該選挙時における区割規定の合憲性の判断が左右されるものではない」と指摘する。
- (18) 高見・前掲論文注(1)135頁。
- (19) 拙稿・前掲論文注(6)122頁。